

# 令和4年2月定例教育委員会資料

令和4年2月21日(月曜日)

奄美市教育委員会

# 令和4年2月定例教育委員会

1 日 時 令和4年2月21日（月曜日） 午前10時00分～

2 場 所 本庁舎6階中会議室

3 開 会 教育長あいさつ

4 議 事

(1) 「1月定例教育委員会議事録の承認」について

(2) 委員、教育長等の業務報告について

(3) 議案第22号 奄美市特別支援教育支援員に関する要綱の制定について

議案第23号 奄美市スクールカウンセラーに関する要綱の制定について

議案第24号 奄美市スクールソーシャルワーカーコーディネーターの任用基準  
要綱の制定について

議案第25号 奄美市スクールガード・リーダー設置要綱の制定について

議案第26号 奄美市適応指導教室設置要綱の制定について

議案第27号 奄美市理科支援員等配置要綱の制定について

議案第28号 奄美市高校生遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
の制定について

議案第29号 奄美市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

5 その他

## 議案第 22 号

### 奄美市特別支援教育支援員に関する要綱の制定について

奄美市特別支援教育支援員に関する要綱を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成 18 年奄美市教育委員会規則第 1 号）第 10 条の規定により議決を求める。

令和 4 年 2 月 21 日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

### 奄美市特別支援教育支援員に関する要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、奄美市立学校設置条例（平成18年 3 月 20 日条例第 206 号）に規定する奄美市立の幼稚園，小・中学校（以下「学校」という。）に在籍する LD（学習障がい），ADHD（注意欠陥・多動性障害）及び高機能自閉症など（以下「学習障がい等」という。）特別な教育的支援を要する幼児児童生徒（以下「幼児児童生徒」という。）に対する教育的効果を高めるため、奄美市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員として任用する特別支援教育支援員（以下「支援員」という。）を配置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第 2 条 支援員は、校長（園長）の指揮監督の下で特別支援教育コーディネー

ター、学級又は教科担任等と連携し、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 幼児児童生徒に対する学習支援に関すること。
- (2) 基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助に関すること。
- (3) 学習活動、教室間移動における介助に関すること。
- (4) 幼児児童生徒の健康・安全の確保に関すること。
- (5) 運動会（体育大会）、学習発表会、一日遠足等の学校行事における介助に関すること。
- (6) 学習障がい等の理解促進に関すること。

2 支援員は、前項各号に掲げる職務を行ったときは、その内容について業務支援日誌に記録しなければならない。

3 支援員は、授業及び評価活動は行わないものとする。

4 支援員は、医療的ケアを要する幼児児童生徒に対し医療的ケアは行わないものとする。

(任用)

第3条 教育委員会は、健康で、かつ学校教育に熱意があり、障がいのある幼児児童生徒に関わった経験のある者又は障がい等のある幼児児童生徒に理解の深い者のうちから支援員を任用する。

(任用期間)

第4条 支援員の任用期間は、その任命の日から同日の属する会計年度の末日までの範囲内で教育委員会が定める。

(配置基準)

第5条 奄美市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する学校（以下「配置校」という。）に、支援員を配置するものとする。

- (1) 学習障がい等により個別の支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する学級のうち、当該幼児児童生徒及び学級経営に対し特別な教育的支援が

必要と認めるとき。

- (2) 精神の不安定、粗暴な言動、相手との個別的な関わりを過剰に求める傾向、授業中のうろつき、教室からの飛び出し等により円滑な運営が困難な学級において、支援員を配置することにより学級運営の改善を図ることができるとき。

(勤務時間等)

第6条 支援員の勤務時間は、1日当たり4時間、週当たり20時間とし、勤務日及び勤務時間は、配置校の校長又は園長（以下「校長等」という。）が割り振り、教育委員会に報告する。

- 2 校長等は、授業参観、運動会等、週休日に授業を要する日があり、支援員の勤務が必要と判断した場合、支援員と協議し、週休日の振替を行うことができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、奄美市立学校管理規則（平成18年奄美市教育委員会規則第9号）第59条第1項第4号から第6号までに規定する休業日は、就業はしない。

(報酬等)

第7条 支援員の報酬、手当及び費用弁償については、奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年奄美市条例第24号）の定めるところによる。

(服務)

第8条 支援員は、その職務の遂行に当たっては、この要綱に定めるもののほか、関係法令を順守し、かつ、教育委員会及び配置校の校長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

- 2 支援員は、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第9条 支援員は、幼児児童生徒及びその保護者の個人情報の保護に万全を期するものとし、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(研修等)

第10条 教育委員会は、支援の充実を図るため支援員に対して研修会を実施するものとする。

2 教育委員会は、校長等に対し、支援員の活用について指導助言できるものとする。

(保護者への理解)

第11条 校長等は、対象となる幼児児童生徒の教育支援計画及び個別指導計画をもとに、支援員の役割について、教職員の共通理解を図るとともに、保護者に対して理解が得られるように努めなければならない。

(業務評価)

第12条 教育委員会は、支援員の活動状況について、校長等からの評価及び支援員からの報告を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第 23 号

### 奄美市スクールカウンセラーに関する要綱の制定について

奄美市スクールカウンセラーに関する要綱を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成 18 年奄美市教育委員会規則第 1 号）第 10 条の規定により議決を求める。

令和 4 年 2 月 21 日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

### 奄美市スクールカウンセラーに関する要綱

#### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、奄美市立学校設置条例（平成18年条例第206号）に規定する奄美市立小学校及び中学校における教育相談体制の充実及び強化を図るため、奄美市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用するスクールカウンセラーに関し必要な事項を定めるものとする。

#### （職務）

第 2 条 スクールカウンセラーは、次に掲げる業務を行う。

- （1） 児童生徒へのカウンセリング
- （2） 教職員及び保護者へのカウンセリング
- （3） 児童生徒へのカウンセリング等に関する情報収集及び提供
- （4） 学校における相談体制の充実に資するための業務

(5) 教育委員会が行う連絡会議への参加

(6) 前各号に掲げるもののほか、児童生徒へのカウンセリング及び学校教育相談に関し、必要と認められる活動

(任用)

第3条 スクールカウンセラーは、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、選考により奄美市教育長（「以下「教育長」という。」）が任用する。

(1) 公認心理師等

ア 公認心理師の資格を有する者

イ 財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定した臨床心理士の資格を有する者

ウ 精神科医

エ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者

(2) 公認心理師等に準ずる者

ア 大学院研究科において、心理学を専攻する博士課程前期又は修士課程を修了後1年以上の心理臨床経験を有する者

イ 大学院研究科において、心理学隣接諸学科を専攻する博士課程前期又は修士課程を修了後2年以上の心理臨床経験を有する者

ウ 4年制大学において、心理学又は心理学隣接諸学科を卒業後5年以上の心理臨床経験を有する者

エ 医師免許取得者で取得後1年以上の心理臨床経験を有する者

オ 財団法人臨床心理士資格認定協会以外の団体が認定する心理療法士の資格を有する者等で教育委員会が適切と認める者

2 スクールカウンセラーとして任用を希望する者は、別に定める手続により教育委員会に申請するものとする。



3 教育委員会は、前項の規定により申請した者の中から、相当と認めるものをスクールカウンセラー候補者として登録する。

(任用期間)

第4条 スクールカウンセラーの任用期間は、その任命の日から同日の属する会計年度の末日までの範囲内で教育長が定める。

(配置)

第5条 奄美市立小学校及び中学校にスクールカウンセラーを配置する。

(勤務時間等)

第6条 スクールカウンセラーの勤務時間は、1回当たり3時間を原則とする。

2 年間の勤務回数は55回とし、教育委員会が割り振る。

3 スクールカウンセラーの休暇については、奄美市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年奄美市規則第19号）に定める基準に従い、必要に応じ付与する。

(報酬等)

第7条 スクールカウンセラーの報酬は、1時間5,010円とする。

2 費用弁償については、奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年奄美市条例第24号）の定めるところによる。

(服務)

第8条 スクールカウンセラーは、その職務の遂行に当たっては、この要綱に定めるもののほか、関係法令を順守し、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第9条 スクールカウンセラーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第 24 号

奄美市スクールソーシャルワーカーコーディネーターの任用基準要綱の  
制定について

奄美市スクールソーシャルワーカーコーディネーターの任用基準要綱を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和4年2月21日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

奄美市スクールソーシャルワーカーコーディネーター任用基準要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、奄美市における不登校、暴力行為、児童虐待等の問題を抱える児童・生徒の社会的環境を改善し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう問題の解決に向けた支援を行い、継続した支援に取り組むために、奄美市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用するスクールソーシャルワーカーコーディネーター（以下「SSWコーディネーター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 SSWコーディネーターは、当該各号に掲げる業務を行う。

（1） スクールソーシャルワーカーを統括し、必要に応じ支援すること。

(2) 関係機関等とのネットワークの構築，連携及び調整に関すること。

(3) その他教育長が必要と認めた業務

(任用)

第3条 S S Wコーディネーターは，次の各号のいずれかに該当する者のうちから，選考により教育長が任用する。

(1) 小学校教員，中学校教員，社会福祉士，精神保健福祉士等の専門的な資格を有する者

(2) 教育及び福祉の両面に関し，専門的な知識及び技能を有する者

(3) 教育又は福祉の分野において活動経験の実績等がある者

(任用期間)

第4条 S S Wコーディネーターの任用期間は，その任命の日から同日の属する会計年度の末日までの範囲内で任命権者が定める。

(配置)

第5条 S S Wコーディネーターは教育委員会に配置するものとする。

(服務)

第6条 S S Wコーディネーターは，その職務の遂行に当たっては，この要綱に定めるもののほか，関係法令を順守し，かつ，教育委員会及び配置校の校長の指揮監督を受け，その職務上の命令に従わなければならない。

2 S S Wコーディネーターは，その職の信用を傷つけ，又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 S S Wコーディネーターは，職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第 25 号

### 奄美市スクールガード・リーダー設置要綱の制定について

奄美市スクールガード・リーダー設置要綱を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成 18 年奄美市教育委員会規則第 1 号）第 10 条の規定により議決を求める。

令和 4 年 2 月 21 日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

### 奄美市スクールガード・リーダー設置要綱

#### （目的）

第 1 条 この要綱は、学校、家庭及び地域と連携し、安全で安心できる学校の安全体制を確立するため、奄美市スクールガード・リーダー（以下「スクールガード・リーダー」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （委嘱）

第 2 条 スクールガード・リーダーは、防犯や学校安全について、専門的知識及び経験を有すると認められる者の中から、教育委員会が委嘱する。

#### （任期）

第 3 条 スクールガード・リーダーの任期は、その委嘱の日から当該年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

#### （職務）

第 4 条 スクールガード・リーダーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 通学路における見守り計画の作成と評価・改善
- (2) 学校内外の警備・巡回
- (3) 通学路やスクールバス乗降場所の巡回と安全指導
- (4) 地域の方、学校との安全に関する情報共有と啓発及びアドバイス
- (5) 町内安全マップ作成にかかる情報提供と関係課との連携
- (6) その他奄美市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する場所における巡回
- (7) 学校や教育委員会が主催する会議や研修会への参加  
(活動時間等)

第5条 スクールガード・リーダーの活動時間は、登校時2時間、下校時2時間の1回4時間を原則とする。ただし、奄美市立学校管理規則（平成18年奄美市教育委員会規則第9号）第59条第1項第3号から第7号までに規定する休業日は、学校長や教育委員会からの要請がない限り、活動を行わない。

2 年間の活動回数は30回を限度とする。

(服務)

第6条 スクールガード・リーダーは、その職務の遂行に当たっては、この要綱に定めるもののほか、関係法令を順守し、かつ、教育委員会の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

2 スクールガード・リーダーは、その職及び学校の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(費用)

第7条 スクールガード・リーダーの活動に係る報償費は、1回7,010円とする。ただし、巡回業務に関する旅費は支給しない。

2 その他スクールガード・リーダーの活動経費については、教育委員会が負担するものとする。

(補償)

第8条 スクールガード・リーダーの職務遂行中に事故が発生した場合は、直ちに教育委員会に連絡し、後に文書で報告しなければならない。

2 スクールガード・リーダーが、職務遂行中の事故等により、負傷等をした場合は、傷害保険により、教育委員会が対応するものとする。

(貸与品)

第9条 スクールガード・リーダーがその活動を行う場合は、貸与品であるベスト及び腕章を着用するものとする。

2 スクールガード・リーダーは、任期が満了したとき、又は解職されたときは、速やかに貸与品を返却しなければならない。

(守秘義務)

第10条 スクールガード・リーダーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(解職)

第11条 教育委員会は、スクールガード・リーダーが次のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) スクールガード・リーダーが担当する学校の教育方針その他服務に反する行為があったとき。

(2) スクールガード・リーダーとして適格性を欠く行為があったとき。

(3) 心身の故障により、職務を行うことが困難なとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。



議案第 26 号

奄美市適応指導教室設置要綱の制定について

奄美市適応指導教室設置要綱を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成 18 年奄美市教育委員会規則第 1 号）第 10 条の規定により議決を求める。

令和 4 年 2 月 21 日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

奄美市適応指導教室設置要綱

（設置）

第 1 条 奄美市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の学校復帰を支援するための適応指導を行い、もって不登校児童生徒の社会的自立に資するため、奄美市適応指導教室（以下「ふれあい教室」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 ふれあい教室の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

- （1） 名称 ふれあい教室
- （2） 位置 奄美市名瀬幸町 25 番 8 号

（活動内容）

第 3 条 ふれあい教室は、児童生徒の保護者及び関係学校長並びに関係機関等と密接な連携を保ちながら、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童生徒，その保護者及び学校関係者に対し，学校生活，家庭生活又は社会生活において適応性を高めるための相談，助言及び指導に関すること。
- (2) 基本的な生活習慣の改善に関すること。
- (3) 学習の基礎・基本の指導及び自学自習の支援に関すること。
- (4) 集団生活への適応に関すること。
- (5) 情緒の安定を図るために必要な措置を講ずること。
- (6) 関係機関及び関係団体等との連絡調整に関すること。
- (7) 前各号のほか，目的を達成するために必要な事業の実施に関すること。

(対象児童生徒)

第4条 ふれあい教室に通級できる児童生徒（以下「通級児童生徒」という。）は，次の項目のすべてに該当する児童生徒とする。

- (1) 奄美市立小中学校に在籍する不登校児童生徒のうち，教育委員会においてふれあい教室における指導及び助言が効果的と判断され，かつ，通級が可能な児童生徒
- (2) 不登校児童生徒とその保護者がふれあい教室に通級することを希望する児童生徒
- (3) 通級を希望する児童生徒が在籍する学校長がふれあい教室に通級することを認める児童生徒

2 通級児童生徒の学籍は，在籍する奄美市立小中学校に置く。

(開級日等)

第5条 ふれあい教室の開級日は，奄美市の休日を定める条例（平成18年奄美市条例第2号）に規定する休日及び奄美市立学校管理規則（平成18年奄美市教育委員会規則第9号）第59条第1項第4号から第6号までに規定する休業日を除く日を原則として，教育委員会が指定する。

2 開級時間は，午前9時30分から午後3時30分までとする。

(職員)

第6条 ふれあい教室に、次の職員を置く。

- (1) 教育相談員(以下「相談員」という。)
- (2) 教育相談員兼ふれあい教室コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)

2 相談員は次の業務を行う。

- (1) 家庭教育及び学校教育上の諸問題についての電話、面接等による教育相談
- (2) 不登校児童生徒の指導支援・個人記録用紙の作成
- (3) 児童生徒、保護者及び教職員からの教育相談
- (4) 学校及び関係機関との連携
- (5) その他必要な業務

3 コーディネーターは、相談員の業務の他にふれあい教室の運営を行なう。

4 相談員及びコーディネーター(以下この条において「相談員等」という。)は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

5 相談員等は、相談・適応指導、学習指導等に必要な知識及び経験又は技能を有し、かつ、その職務を行うために必要な識見を有する者のうちから教育委員会が任用する。

6 相談員等の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。

7 相談員等の勤務日及び勤務時間の割り振りは、教育委員会が行う。

8 相談員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(教職員の協力)

第7条 ふれあい教室の指導業務に、必要に応じて通級児童生徒の在籍校の教

職員の協力を得ることができる。

(出席の認定)

第8条 通級児童生徒がふれあい教室に通級した日は、在籍校に出席したことであり取り扱うものとする。ただし、在籍校の休業日を除く。

(出席状況の報告)

第9条 教育委員会は、通級児童生徒の出席状況について、ふれあい教室から提出される出席状況報告書により、在籍校の校長に報告するものとする。

(通級方法等)

第10条 通級児童生徒の通級方法及びふれあい教室への登下校上の安全については、通級児童生徒の保護者の責任において確保しなければならない。

(事故の対応)

第11条 ふれあい教室の管理下において、児童生徒に事故が発生したときは、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う医療費給付の範囲内で対応するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第 27 号

### 奄美市理科支援員等配置要綱の制定について

奄美市理科支援員等配置要綱を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成 18 年奄美市教育委員会規則第 1 号）第 10 条の規定により議決を求める。

令和 4 年 2 月 21 日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

### 奄美市理科支援員等配置要綱

#### （目的）

第 1 条 この要綱は、奄美市内の小規模校（以下「対象校」という）における理科教育の活性化及び理科室の環境充実を図るため、奄美市理科支援員（以下「理科支援員」という。）を配置し、この理科支援員と教員が協力することを通して、教員の資質向上を図り、更なる小学校理科教育の充実を図ることを目的とする。

#### （配置）

第 2 条 奄美市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市内の複式学級を有する小学校に理科支援員を配置する。

#### （委嘱）

第 3 条 対象校に配置する理科支援員は、教育委員会が委嘱する。

#### （任期）

第3条 理科支援員の任期は、その委嘱の日から当該年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

(職務)

第4条 理科支援員は、配置校の校長及び担当教諭の指導及び助言のもと、次に掲げる職務の支援を行うものとする。

- (1) 観察・実験の準備・後片付け
- (2) 充実、安全等に考慮した観察・実験の実施の支援
- (3) 観察・実験等の計画立案や教材開発に関わる支援
- (4) 観察・実験の方法及び理科授業の進め方等の提案・助言
- (5) 校内の理科環境の充実に向けた支援

2 理科支援員は、教員に代わって授業を行うなどの教科の教育や直接的な評価を行わない。

(勤務日等)

第5条 理科支援員の勤務日は、5月1日から2月末日までの教育課程に示された授業の日とし、1回当たり3時間とする。

2 年間の勤務回数は1校あたり20回から40回とし、教育委員会が割り振る。

(服務)

第6条 理科支援員は、その職務の遂行に当たっては、この要綱に定めるもののほか、関係法令を順守し、かつ、教育委員会の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

2 理科支援員は、その職及び学校の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(費用)

第7条 理科支援員の報償費は、1回5,000円とする。ただし、配置校間の移動に対する旅費は支給しない。

2 その他理科支援員の活動経費については、教育委員会が負担するものとする。

る。

(補償)

第8条 理科支援員の服務遂行中に事故が発生した場合は、直ちに教育委員会に連絡し、後に文書で報告しなければならない。

2 理科支援員が、職務遂行中の事故等により、負傷等をした場合は、傷害保険により、教育委員会が対応するものとする。

(守秘義務)

第9条 理科支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(解職)

第10条 教育委員会は、理科支援員が次のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 理科支援員が担当する学校の教育方針その他服務に反する行為があったとき。

(2) 理科支援員として適格性を欠く行為があったとき。

(3) 心身の故障により、職務を行うことが困難なとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

議案第28号

奄美市高校生遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定  
について

奄美市高校生遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和4年2月21日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

奄美市高校生遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

奄美市高校生遠距離通学費補助金交付要綱（令和3年奄美市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100円」を「10円」に改める。

第1号様式中「



年 月 日

年度奄美市高校生遠距離通学費補助金交付申請書

奄美市長 殿

申請者(保護者)

住 所

氏 名

印

奄美市高校生遠距離通学費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。また、申請内容の審査にあたり、奄美市住民基本台帳システムによる確認について承諾します。

記

生徒氏名		生年月日	年 月 日生
学 校 名		学年・組	年 組
購入 定期 券	購入区間	バス停 ～ バス停	
	利用期間	年 月 日～	年 月 日

上記事項に相違なく、定期券の必要ある者と認めます。

年 月 日

学校長名

印

添付書類

- ・委任状（別記第2号様式）
- ・その他市長が必要と認める書類

」を「

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

年度奄美市高校生遠距離通学費補助金交付申請書

奄美市長 殿

申請者(保護者)

住 所

氏 名

印

奄美市高校生遠距離通学費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。また、申請内容の審査にあたり、奄美市住民基本台帳システムによる確認について承諾します。

記

生徒氏名		生年月日	年 月 日生
学 校 名		学年・組	年 組
定期券購入	区 間	バス停 ～ バス停	
	利用期間	年 月 日 ～	年 月 日

上記事項に相違なく、定期券の必要ある者と認めます。

年 月 日

学校長名

印

添付書類

- ・委任状（別記第2号様式）
- ・その他市長が必要と認める書類

」に改める。

第3号様式中「

第 号  
年 月 日

様

奄美市長



年度 奄美市高校生遠距離通学費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった奄美市高校生遠距離通学費補助金については、下記のとおり交付の決定をいたしましたので通知します。

記

生徒氏名		生年月日	年 月 日生
学校名		学年・組	年 組
保護者			
住所			
定期券購入	購入区間	バス停 ～ バス停	
	利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

」を「

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

奄美市長

殿

所在地

会社名

代表者

㊟

年度奄美市高校生遠距離通学費補助金交付請求書

奄美市高校生遠距離通学費補助金の交付を受けたいので、奄美市高校生遠距離通学費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 内訳

地区名	金額	人数	備考
計			

詳細別添のとおり

」に改める。

第4号様式中「

年 月 日

奄美市長

殿

所在地

会社名

代表者

㊟

年度奄美市高校生遠距離通学費補助金交付請求書

奄美市高校生遠距離通学費補助金の交付を受けたいので、奄美市高校生遠距離通学費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 内訳

地区名	金額	人数	備考
計			

詳細別添のとおり

」を「

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

奄美市長

殿

所在地

会社名

代表者

㊟

年度奄美市高校生遠距離通学費補助金交付請求書

奄美市高校生遠距離通学費補助金の交付を受けたいので、奄美市高校生遠距離通学費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

円

2 内訳

地区名	金額	人数	備考
計			

詳細別添のとおり  
」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

議案第29号

奄美市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

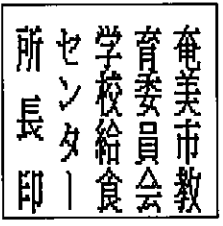
奄美市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和4年2月21日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

奄美市教育委員会公印規則（平成18年奄美市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表奄美市教育委員会事務局スポーツ推進課長印の項の次に次のように加える。

奄美市教育 委員会学校 給食センタ ー所長印	古印体	方21		学校給 食セン ター所 長	公文書 用	1
---------------------------------	-----	-----	--	------------------------	----------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。